

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がある法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「口自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 1日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月21日 午前 9時00分から 令和 7年10月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月30日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月14日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 1日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12, 662, 000 10, 129, 600	一括	2, 532, 400	123, 725	0
1	1, 195, 000				
2	11, 467, 000				
</					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田 |
| | 地 番 | 205番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 300.38平方メートル |
| 2 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田205番地4 |
| | 家屋 番号 | 205番4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階50.01平方メートル
2階50.01平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 7月22日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 横 山 亮

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田 |
| | 地 番 | 205番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 300.38平方メートル |
| 2 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田205番地4 |
| | 家屋 番号 | 205番4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階50.01平方メートル
2階50.01平方メートル |



令和 7年(ケ)第 35号
令和 7年 3月26日受理
令和 7年 5月 2日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内 藤 和 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田 |
| | 地 番 | 205番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 300.38平方メートル |
| 2 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田205番地4 |
| | 家屋 番号 | 205番4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階50.01平方メートル
2階50.01平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	西側で公図上「水」を介して「道」(町道「北田線」-建築基準法第42条1項1号道路)と接している。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	3 枚目「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件2について

本建物の屋根南東面に本件所有者が所有する本建物に付合したソーラーパネルが存する。

本建物は、令和6年1月に建てられた建物で、ソーラーパネルも新築時から設置されていたものであるが、いずれも未使用であり、建物内に残置動産もなく損傷箇所もない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (本件所有者)	物件1は物件2の敷地です。 本件各物件は、令和6年3月に本建物の屋根にあるソーラーパネルも設置された状態で、私が購入しました。 しかし、処々の事情があり引っ越しはしておりませんでした。 ですので、物件2の建物は未使用ですし、ソーラーパネルの設定もしていないので、使用可能かどうか分かりません。 物件1の土地及び物件2の建物について、その一部でも他人に貸しているところ等はありません。 私は、調査期日には、体調不良のため立ち会えませんので、物件の鍵をお貸しします。
■ 涌谷町役場担当者	本件物件と西側で接する公衆用道路は、町道「北田線」で、建築基準法第42条1項1号道路です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 7 年 3 月 27 日 (木) 13 : 15 - 13 : 30	涌谷町役場	間取図交付依頼 (4 / 2 郵便受領)、接道調査
R 7 年 3 月 27 日 (木) 13 : 50 - 14 : 00	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
R 7 年 4 月 4 日 (金) 16 : 10 - 16 : 20	仙台法務局	本件物件の全部事項証明書交付申請→登記中につき受領不可
R 7 年 4 月 7 日 (月) 11 : 00 - 11 : 10	仙台法務局	同上
R 7 年 4 月 9 日 (水) 9 : 30 - 9 : 40	仙台法務局古川支局	本件物件の全部事項証明書受領
R 7 年 4 月 9 日 (水) 14 : 30 - 14 : 35	当庁	本件所有者から占有状況等電話聴取
R 7 年 4 月 23 日 (水) 15 : 00 - 15 : 30	物件所在地	立入調査、間取確認、写真撮影、評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 7 年 4 月 2 3 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち会わせ、本件所有者から借用した鍵を用いて解錠して建物内に立ち入った。

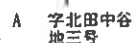
☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

+24488, 028



(6 枚目)



登記年月日：令和6年2月26日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年2月27日 広島法務局

登記号

(7 枚目)

建物図面

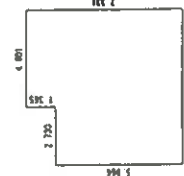
各階平面図

家屋番号 205番4

建物の所在 遠田郡満谷町字北田 205番地4

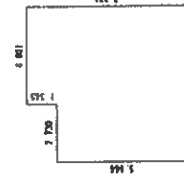
物件2

1階

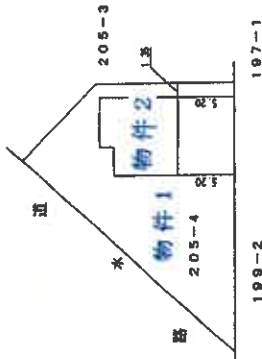


求積表	
4.601×7.331	$= 33.729931$
2.730×5.966	$= 16.287180$
合計	50.017111
床面積	50.01 m ²

2階



求積表	
4.601×7.331	$= 33.729931$
2.730×5.966	$= 16.287180$
合計	50.017111
床面積	50.01 m ²



(日割速記)

A4判に縮小

作成者

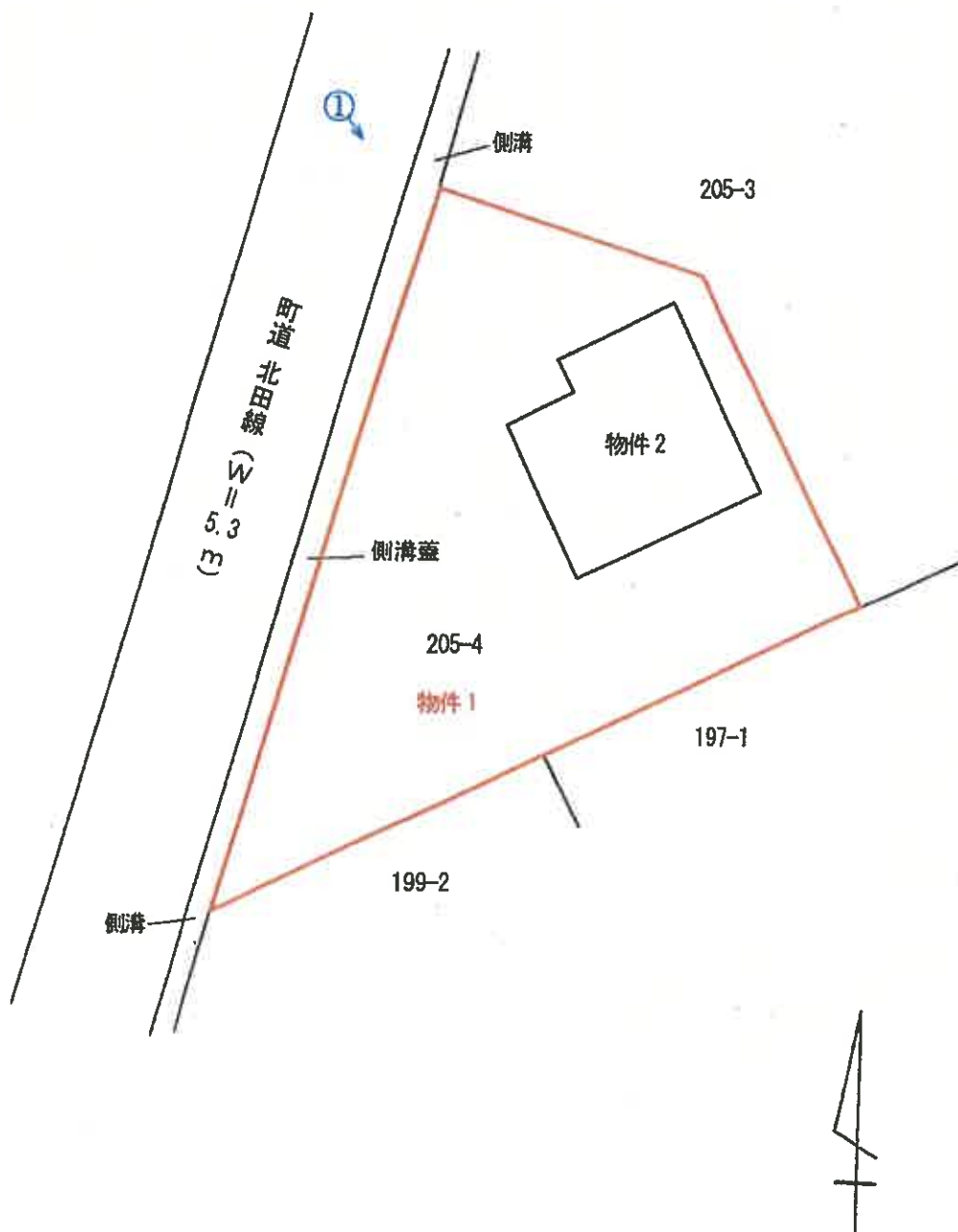
月20日作成)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

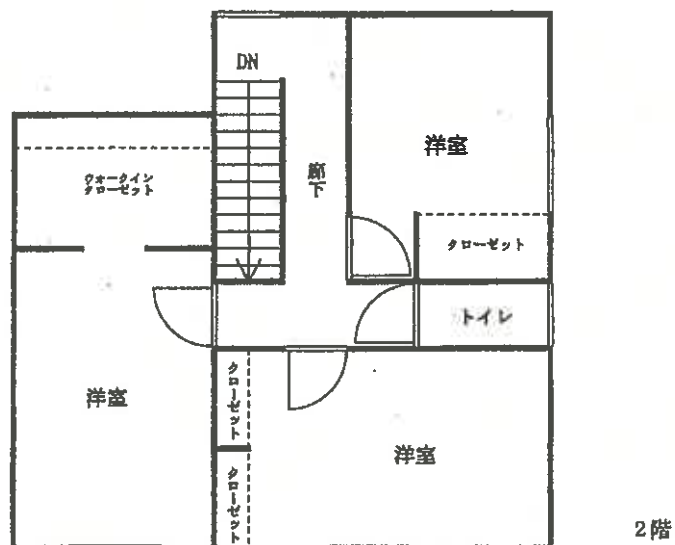
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)



土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250

物件2



建物間取図

縮尺 1/100

写真 1

物件2



物件1

写真 2

以下物件2の内部状況



写真 3



写真 4



令和 7 年（ケ）第 35 号

令和 7 年 4 月 23 日 現地調査

令和 7 年 5 月 7 日 評 価

仙台地方裁判所第 4 民事部 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

江 澤 亜 樹

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 12,662,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,195,000 円
物件2(建物)	金 11,467,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		
番 号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R石巻線「上涌谷」駅の北東方・道路距離約 1.6 km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	J R石巻線と江合川に挟まれた中、農地の中に造成された住宅団地であり戸建住宅が建ち並ぶ。 街路条件は幅員約 5～5.5m舗装町道（北田線）が標準。団地内の標準的街路であり、系統・連続性は普通。町中心（涌谷町役場付近）から約 2 km、小・中学校、各種店舗等は約 1.5 km圏内（何れも直線距離）にあり各種施設への接近性は普通。団地内では道路・画地の配置は概ね整然としており、住環境は普通。涌谷町防災マップによれば、3m以上 5m未満の浸水が想定されている。その他、自然的災害、公害、危険・嫌悪施設等はない。 標準的画地は規模 240 m²程度（間口 15m、奥行 16m）、西向きの戸建住宅地である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 無指定 指定：70% 指定：200% なし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	300.38 m ² 約 27.0m×最大約 19m 不整形（台形状） 平坦 一方路画地 特になし
接面道路の状況	西側約 5.3m、町道、舗装有、等高 建築基準法上：法第 42 条 1 項 1 号該当	
土地の利用状況等	物件 2 の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり 下水道 なし ガス配管 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。
特 記 事 項	なし

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物：家屋番号 205 番 4	
建築時期及び 経 済 的 残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和6年1月23日新築 約1年 約29年
構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	サイディング ビニールクロス ビニールクロス フローリング、クッションフロア、タタミ 電気・給排水・衛生設備・太陽光発電システム（特記事項参照） 特になし
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	延 100.02 m ²	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	居宅 別添間取図のとおり
品 等	中位	
保 守 管 理 の 状 態	普通	
建 物 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	・ 建築後約1年かつ未入居であり汚れ等はなく、損傷箇所も見られない。 ・ 太陽光発電システムは未稼働であり、かつ資料がないことから詳細は不明であるが現地で確認した内容は次のとおりである。 パワーコンディショナ…HQJP-KA55-3 電力検出ユニット…HQJP-MUKA-4 カラーモニター…HQJP-MC-4 ・ 本物件について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析・調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	9,820	0.90	300.38	1.00	2,655,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地 涌谷(県)－3

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $10,100 \text{ 円/㎡} \times 99.2/100 \times 100/101 \times 100/101 = 9,820 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：道路方位（南東）1

◇ 地 域 格 差：街路0、交通接近1、環境0、行政的0

イ 個別格差：形状 －10（0.90）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建 物 価 格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	212,000	100.02	0.87	18,448,000

ウ 現 価 率

- ・ 経過年数1年、経済的残存耐用年数29年、観察減価率10%、残価率0%により現価率を査定した。

◇ 現価率： $0.87 = \{0 + (1 - 0) \times (29 \text{ 年} / 30 \text{ 年})\} \times (1 - 0.10)$

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	2,655,000	1.00	0.25	法定地上権	664,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,655,000	－ 664,000		1.00	0.60	1,195,000
2	18,448,000	＋ 664,000	1.00	1.00	0.60	11,467,000
一括価格（合計）						12,662,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地〔涌谷(県)－3〕

所 在：遠田郡涌谷町字北田161番10
価 格：10,100円/㎡
位 置：JR石巻線「上涌谷」駅の北東方道路距離約1.5km
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：248㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南東側6m町道
用途指定等：非線引都市計画区域（建蔽率70%、容積率200%）
地域の概要：農地地域の中に開発された中規模一般住宅地域

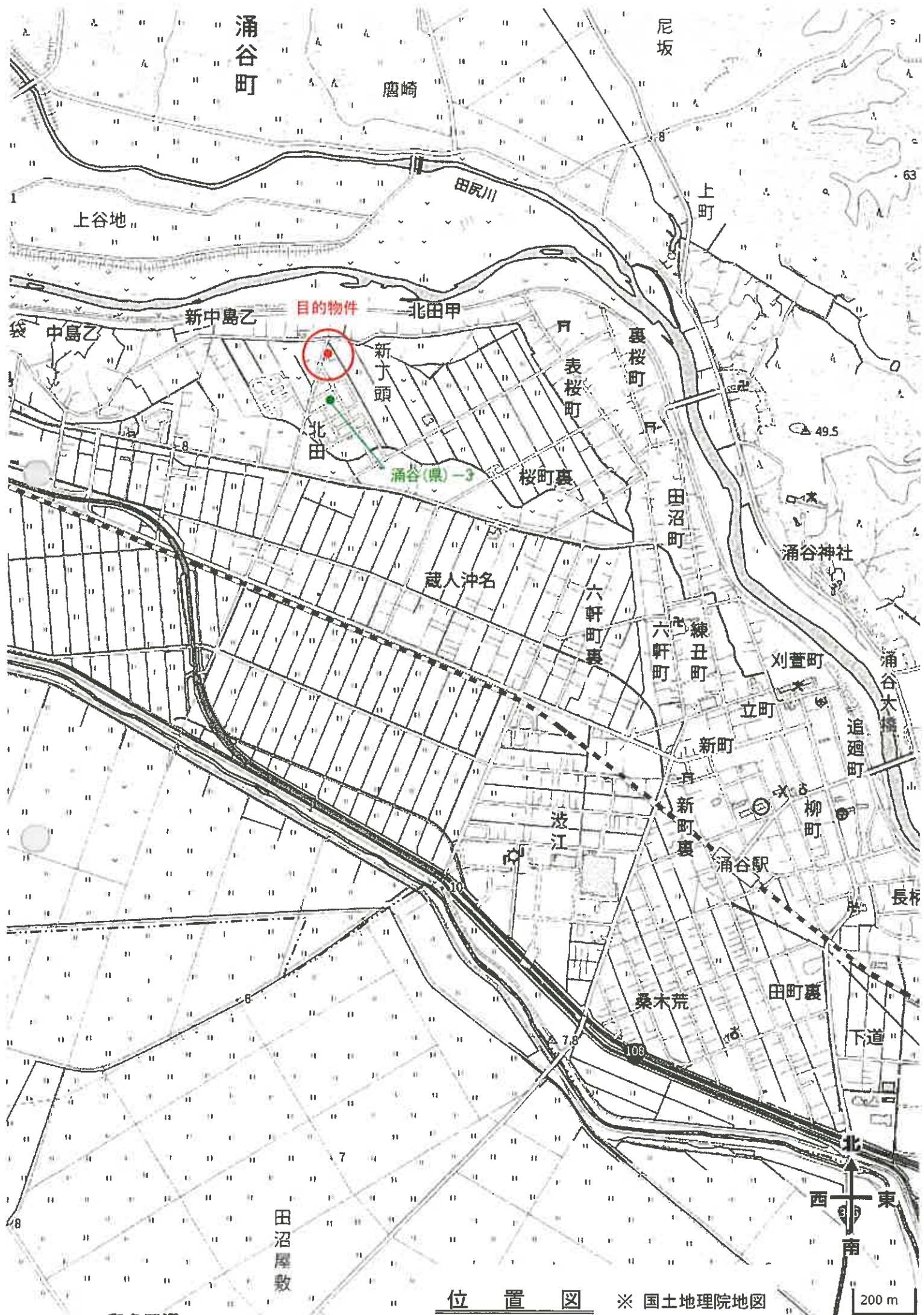
第7 附属資料

- 1 位 置 図（国土地理院地図）
- 2 法第14条第1項地図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

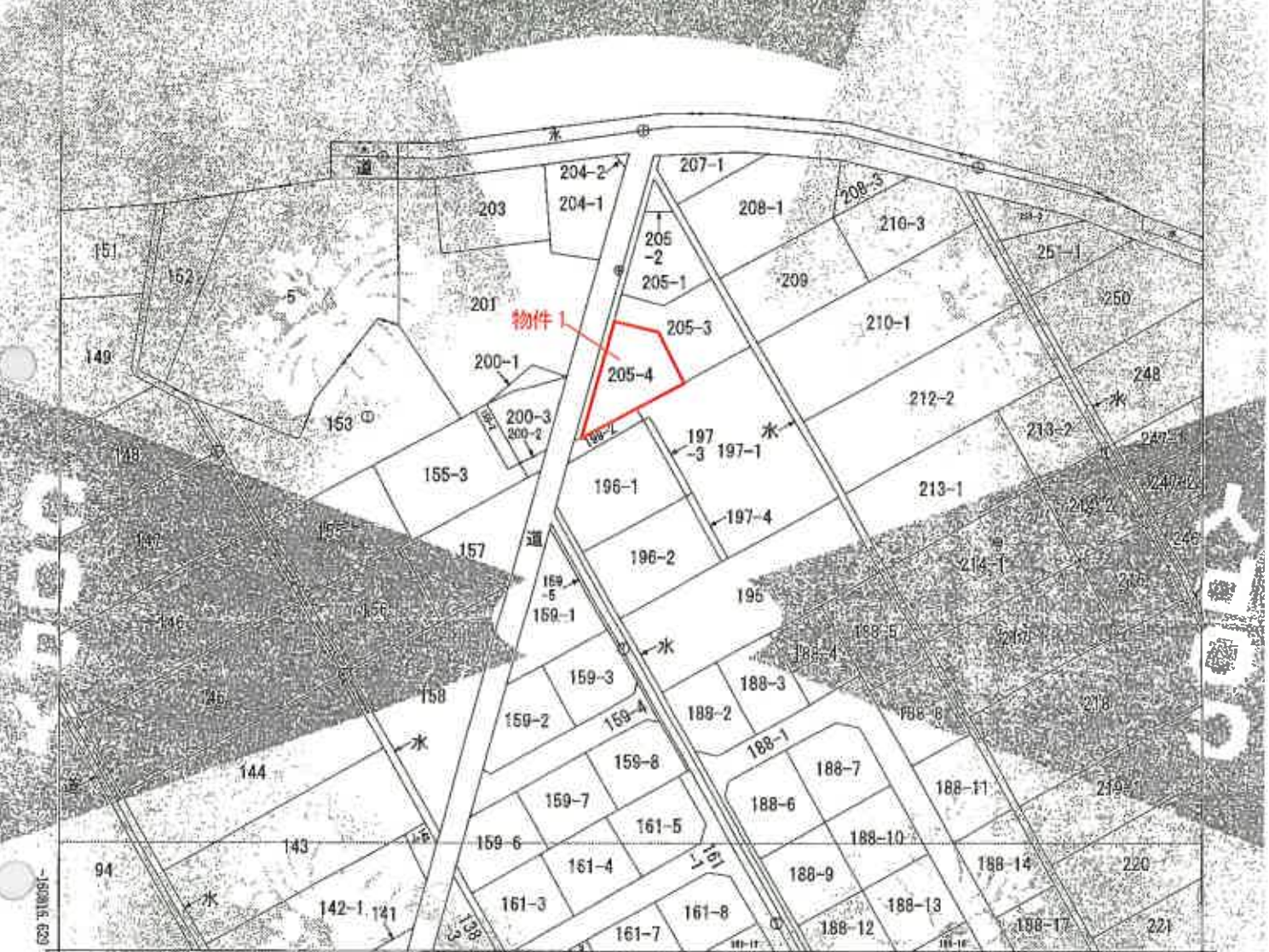
物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田 |
| | 地 番 | 205 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 300.38 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 遠田郡涌谷町字北田 205 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 205 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 50.01 平方メートル
2 階 50.01 平方メートル |





地区外



+24238.028

(地籍値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した地籍補正パターンファイル(fouhokufachaiyouaoki2011.par)による修正がされています。



字北田中谷
地籍番号

請求 所 在	遼田郡涌谷町字北田	地 番	205番4
出 力 尺 寸	1/1000	地 区 分	乙一
座標系 番号又は 記号	国測 新日本 測系	分類	地図(法第12条第1項)
作 成 年 月 日	昭和47年12月	縮 小 率	昭和47年4月16日
		地 籍 図	

これは地図に記録されている内容を記述した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年3月3日

広島法務局

登記官

A3をA4に縮小 (71%)

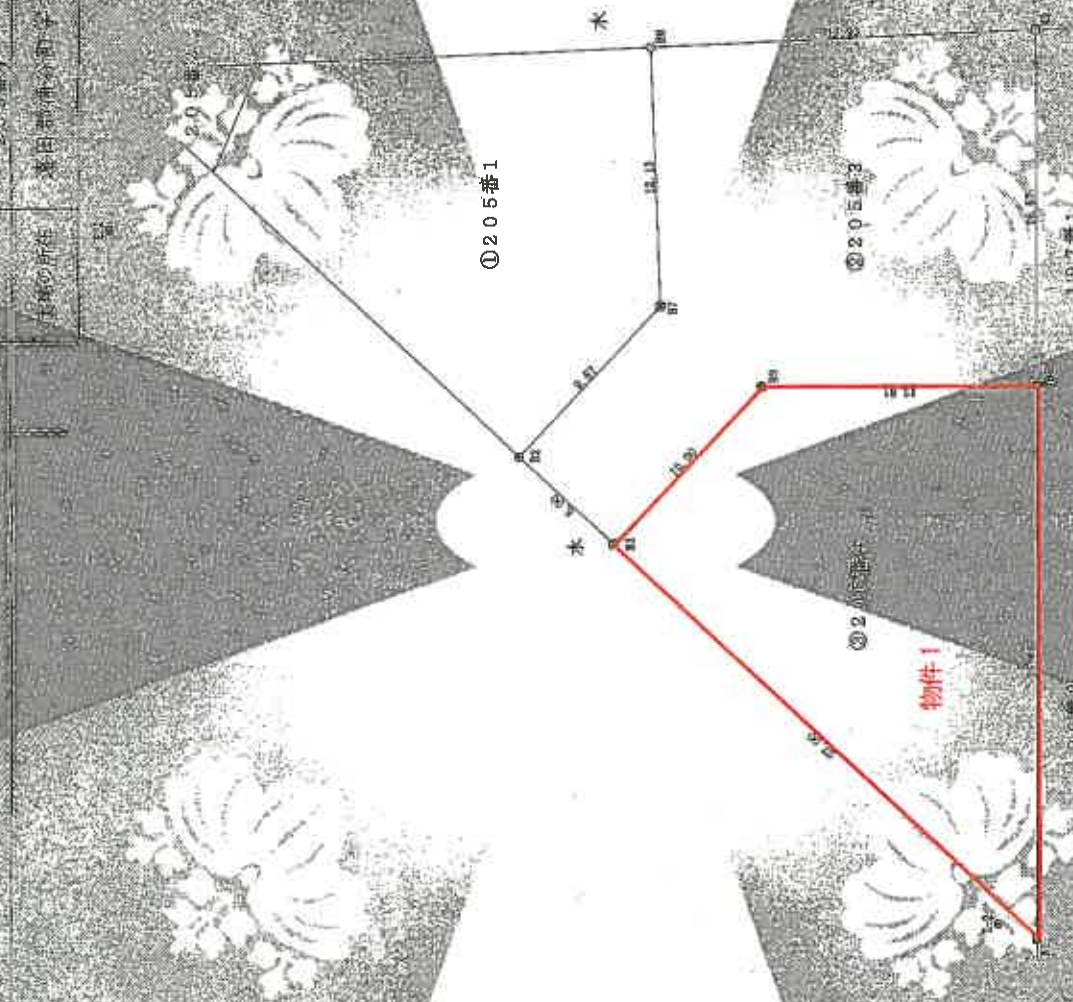
地図整理番号：M03516

(1/1)

地積測量図 (1/2)

[illegible]

田一畝在公家莊田城



◎	アクリル樹脂系
□	エポキシ樹脂系
△	ウレタン系
○	シリコン系

£250

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

和服

2000年10月10日

A3をA4に縮小 (71%)

これは図面に記録されている内容（世帯主・戸主・主税）
（仙台法務局古川支局管轄）
令和7年3月4日 広盛法務局

令和7年3月4日 広島法務局

4. 网络资源：http://www.163.com

登記年月日：令和3年6月14日

これは図面に記録されている内容と一致する
(仙台法務局古川支庁管轄)
令和7年3月4日 広島法務局

地積表 (2/2)

法図部加価金額(円)は

地積 区分	2020年3月31日 Xn	Yn	Xn+1 Xn+1	Yn+1 Yn+1
B8	-160680.616	24358.572	24358.572	339990.315
B7	-160674.693	24358.919	-570534.604	339756.521
B2	-160672.174	24358.815	24374.587	570901.577
B1	-160677.958	24374.587	600.763	300.365
B3	-160680.616	24358.919	300.365	300.365
B5	-160691.920	24374.587	600.763	300.365
K2	-160684.147	24358.919	600.763	300.365
倍面積				
地積				

物件1

地積 区分	2020年3月31日 Xn	Yn	Xn+1 Xn+1	Yn+1 Yn+1
B3	-160680.616	24358.572	24358.572	339990.315
B1	-160677.958	24358.919	-570534.604	339756.521
K1	-160704.022	24351.815	-339756.521	339756.521
B5	-160691.920	24374.587	570901.577	300.365
倍面積				
地積				

地積 区分	2020年3月31日 Xn	Yn	Xn+1 Xn+1	Yn+1 Yn+1
B3	-160680.616	24358.572	24358.572	339990.315
B1	-160677.958	24358.919	-570534.604	339756.521
K1	-160704.022	24351.815	-339756.521	339756.521
B5	-160691.920	24374.587	570901.577	300.365
倍面積				
地積				

地積 区分	2020年3月31日 Xn	Yn	Xn+1 Xn+1	Yn+1 Yn+1
B3	-160680.616	24358.572	24358.572	339990.315
B1	-160677.958	24358.919	-570534.604	339756.521
K1	-160704.022	24351.815	-339756.521	339756.521
B5	-160691.920	24374.587	570901.577	300.365
倍面積				
地積				

法図部加価金額(円)は

法図部加価金額(円)は

登記年月日：令和7年2月27日

これは図面に記録されている内容であり、
(仙台法務局古川支局管轄)
令和7年2月27日 広島法務局

各階平面図

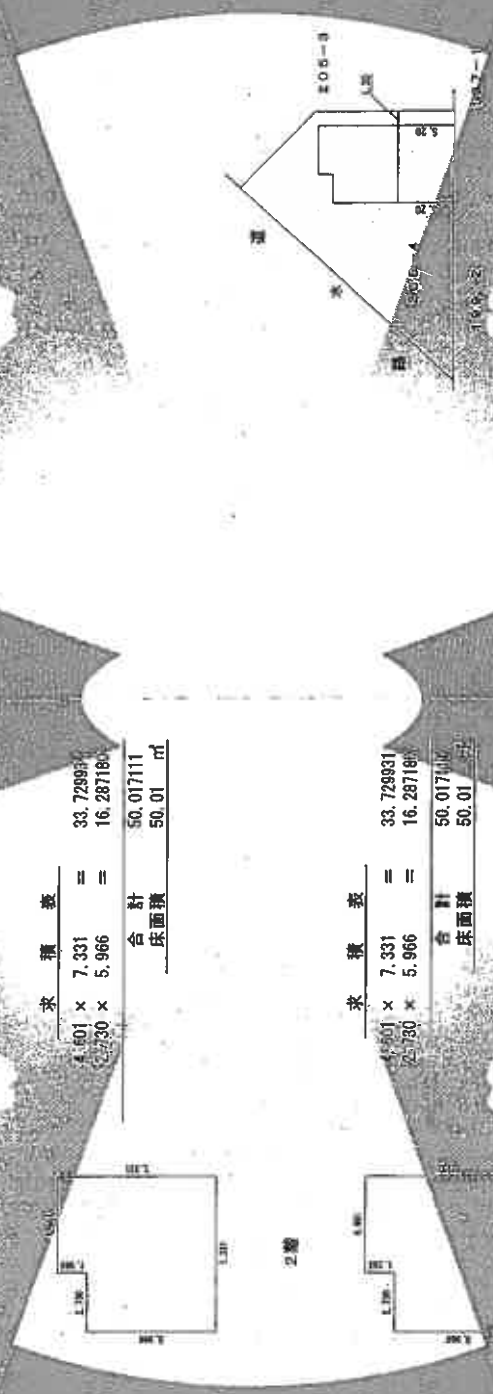
物件2

家屋番号	2-3-5番4
評価の所管	盛岡県南会野花田 芝田子地区

建物図面
各階平面図

求積表			
4.601×7.331	=	33.729931	
25.730×5.966	=	16.287186	
合計		50.017117	
床面積		50.01	m ²

求積表			
4.601×7.331	=	33.729931	
25.730×5.966	=	16.287186	
合計		50.017117	
床面積		50.01	m ²

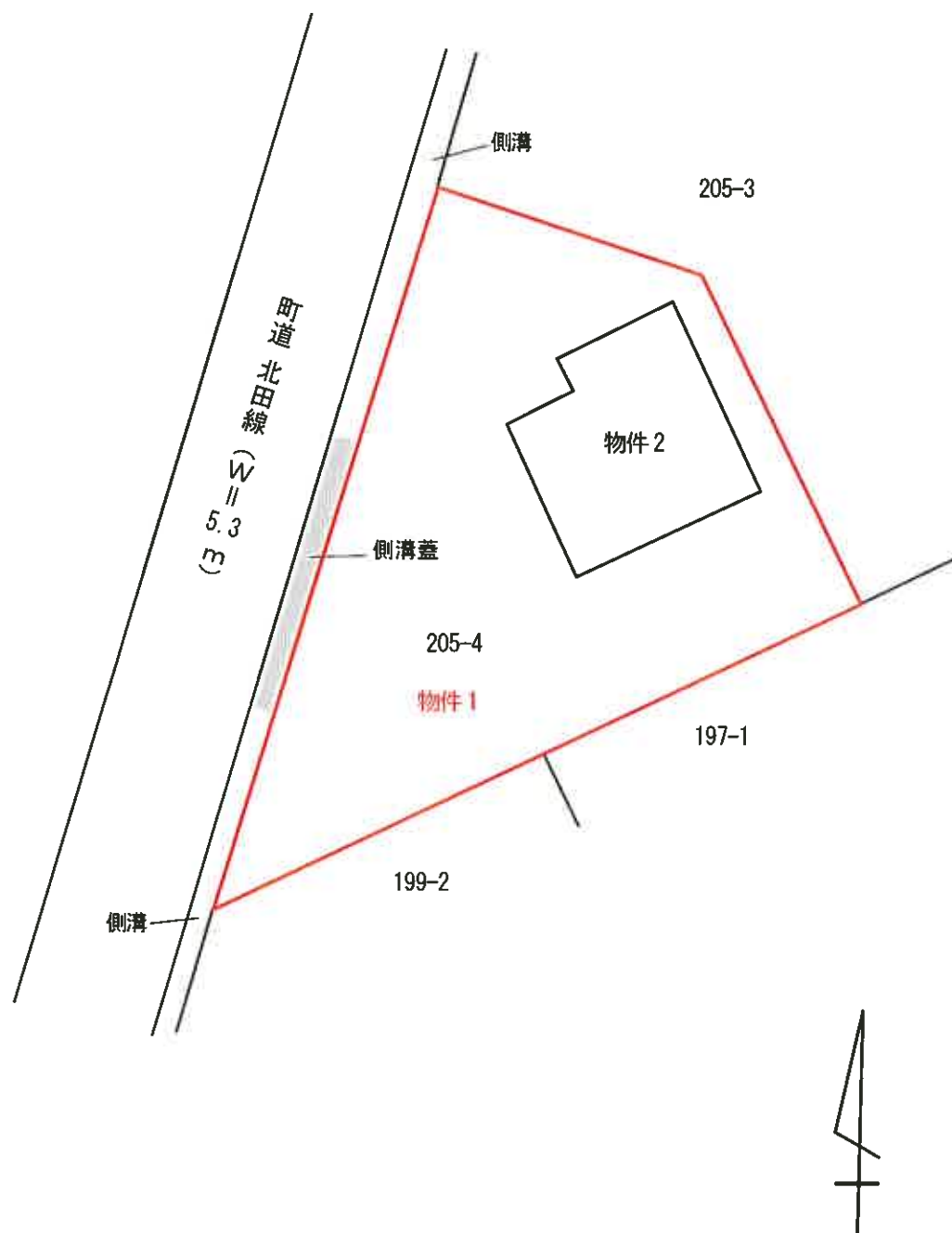


作成者

縮尺 2/20

申請人

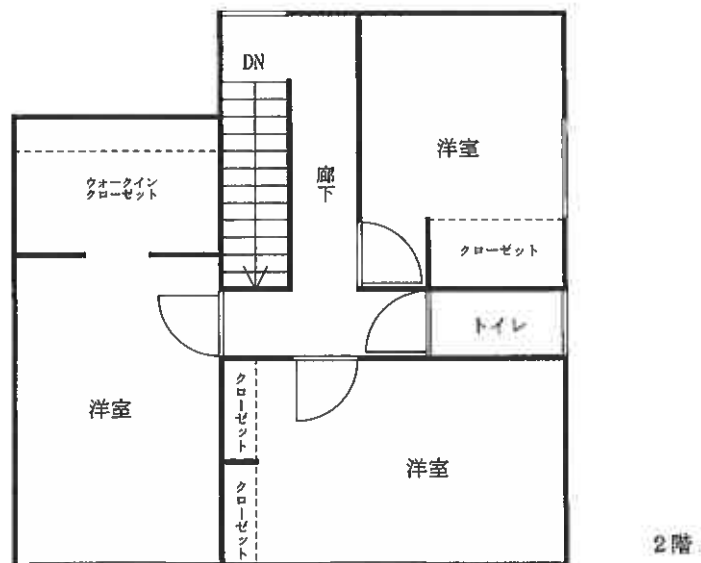
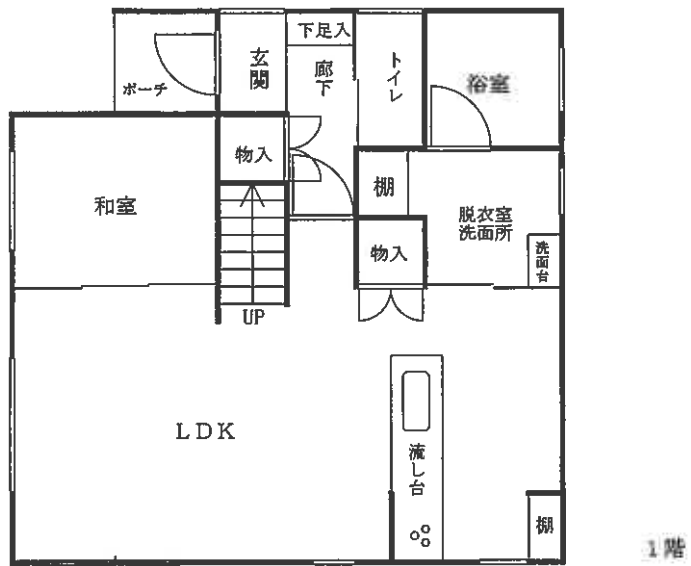
縮尺 1/500



土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250

物件 2



建物間取図

縮尺 1/100